

○東京藝術大学における独立行政法人等非識別加工情報の提供に
関する細則

（平成30年 1 月18日
制 定）

（趣旨）

第1条 本学における独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関し必要な事項については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）その他関係法令の定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この細則における用語の意義は、法ならびに法第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第2号。以下「非識別加工情報規則」という。）及び東京藝術大学個人情報保護管理規則の定めるところによる。

（独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等）

第3条 本学は、法第44条の2に基づき、独立行政法人等非識別加工情報を作成し、及び提供することができる。

2 本学は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 前項の「削除情報」とは、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（提案の募集）

第4条 学長は、本学が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に次条第1項の提案の募集をする旨の記載があるものに限る。以下同じ。）について、毎年度1回以上、当該募集の開始の日から30日以上の間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、次条第1項の提案を募集するものとする。

（独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第5条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、総務課において、又は郵送により、独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別紙様式第1－1号）を提出し、学長に対し、当該事業に関する提案をすることができる。この場合において、代理人によって提案をする場合にあつては、当該代理人の権限を証する委任状（別紙様式第2号）を添付しなければな

らない。

2 前項の提案書には、次に掲げる書面及び非識別加工情報規則で定める本人確認書類を添付しなければならない。

(1) 誓約書（別紙様式第3号）

(2) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該独立行政法人等非識別加工情報がその用に供される事業の内容が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

3 学長は、第1項の規定により提出された書面又は書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

（欠格事由）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

(1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4) 法第44条の14の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(5) 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により同法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(6) 法人その他の団体であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（提案の審査等）

第7条 学長は、第5条第1項の提案があつたときは、次の各号に定める基準に適合するかどうかについて審査するものとする。

(1) 提案をした者が前条各号に定める欠格事由のいずれにも該当しないこと。

(2) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が、千人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

(3) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いる加工の方法が第10条第1項の基準に適合するものであること。

(4) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業の内容が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するもので

あること。

- (5) 提案に係る独立行政法人等の非識別加工情報を事業の用に供しようとする期間が当該提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業の内容からみて必要な期間を超えないものであること。
- (6) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに当該独立行政法人等非識別加工情報の漏えいの防止その他当該独立行政法人等非識別加工情報の管理のために講ずる措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- (7) 本学が提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に、本学の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。
- 2 学長は、前項の審査を行うにあたっては、必要に応じ、当該個人情報ファイルを管理する部局等の長に意見を求めるものとする。
- 3 学長は、第1項の審査を行ったあと、必要と認めるときは、個人情報保護に関して識見を有する職員その他関係職員を構成員とする審査委員会を設置し、当該審査委員会に再審査を付託することができる。この場合において、審査委員会は、第1項の審査の結果を踏まえ、改めて、第1項各号に定める基準に適合するかどうかについて審査するものとする。
- 4 学長は、第1項から前項の規定により審査した結果、第5条第1項の提案が基準に適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、審査結果通知書（別紙様式第4－1号）により、その旨を通知するとともに、契約の締結に関する書類を送付するものとする。
- 5 学長は、第1項から第3項の規定により審査した結果、第5条第1項の提案が基準のいずれかに適合しないと認めるときは、当該提案をした者に対し、審査結果通知書（別紙様式第5－1号）により、理由を付して、その旨を通知するものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

- 第8条 学長は、個人情報ファイル簿に意見書の提出機会が与えられる旨の記載がある個人情報ファイルに係る第5条第1項の提案については、当該提案に係る個人情報ファイルに、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び当該独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、前条第4項の通知をするにあたり、当該情報に係る第三者に対し、保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書（別紙様式第6号）により、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第4項の通知に先立ち、当該第三者に対し、保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書（別紙様式第7号）により、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第40号。以下「独立行政

法人等情報公開法」という。)第5条第1号ロ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報に独立行政法人等情報公開法第7条の規定により非識別加工情報へ加工して提供しようとするとき。

3 前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が、独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する意見書(別紙様式第8号)により、第5条第1項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に反対の意思を表示したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなす。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第9条 第7条第4項の規定による通知を受けた者は、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書(別紙様式第9号)を提出し、第13条に定める手数料を納付することにより、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成等)

第10条 独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、非識別加工情報規則第10条で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、本学から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。(作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第11条 法第44条の11の規定により、個人情報ファイル簿に作成された独立行政法人等非識別加工情報の概要等が記載された独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、総務課において、又は郵送により、作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書(別紙様式第1-2号)を提出し、学長に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該独立行政法人等非識別加工情報について第9条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第5条から第7条まで及び第9条の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第7条第1項、第4項及び第5項中「第5条第1項の提案」とあるのは「第11条第1項の提案」と、同条第1項中「次の各号」とあるのは「第1号及び第4号から第7号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と、同条第4項中「別紙様式第4-1号」とあるのは「別紙様式第4-2号」と、同条第5項中「別紙様式第5-1号」とあるのは「別紙様式第5-2号」と読み替える。

(記載事項変更申出書)

第12条 第5条第1項又は前条第1項の規定により提出した提案書の記載事項に変更が生じたとき(前条第1項後段の独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときを除く。)は、記載事項変更申出書(別紙様式第10号)の提出により、学長に申し出なければならない。

(手数料)

第13条 第9条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 第8条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える第三者一人につき210円（当該機会を与える場合に限り。）

(2) 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(3) 独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限り。）

2 第11条第2項において準用する第9条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額とする。

3 第9条（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者がその用に供する事業を変更する場合にあたっては12,600円を納付しなければならない。

4 手数料の納入は、本学が指定する期日までに、本学が指定する銀行口座へ振り込むことにより行うものとする。

（独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除）

第14条 学長は、第9条（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(2) 第6条各号（第11条第2項において準用する場合を含む。）に定める欠格事由のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（安全確保の措置）

第15条 本学は、法第44条の15の規定により、独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第10条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下「独立行政法人等非識別加工情報等」という。）の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（独立行政法人等非識別加工情報の作成及び取扱に係る業務の委託等）

第16条 本学から独立行政法人等非識別加工情報等の作成に係る業務の委託を受けた者が業務を行う場合の安全確保の措置について、前条の規定を準用する。

2 前項のほか、次に掲げる事項並びに委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

(1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

- 3 委託先において、独立行政法人等非識別加工情報等の作成に係る業務が再委託される場合には、委託先に前項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 4 独立行政法人等非識別加工情報等の作成に係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(従事者の義務)

第17条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た独立行政法人等非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(1) 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事する本学の職員又はこれらの職にあった者

(2) 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者又は受けていた者

(苦情処理)

第18条 本学は、独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(事務)

第19条 この細則に定める独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する事務は、関係部局等及び事務局関係各課の協力を得て、総務課において行う。

(雑則)

第20条 この細則に定めるもののほか、独立行政法人等非識別加工情報の提供に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成30年2月1日から施行する。

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

（元号） 年 月 日

国立大学法人東京藝術大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。） 印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 44 条の 5 第 1 項の規定により、以下のとおり独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

- 1 個人情報ファイルの名称
- 2 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
- 3 加工の方法を特定するに足りる事項
- 4 独立行政法人等非識別加工情報の利用
 - （1）利用の目的
 - （2）利用の方法
 - （3）利用に供する事業の内容
 - （4）上記（3）の事業の用に供しようとする期間
- 5 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- 6 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
 - （1）提供媒体 ☐ CD－R ☐ DVD－R
 - （2）提供方法 ☐ 窓口受領 ☐ 郵送

(記載要領)

- 1 「個人情報ファイルの名称」には、国立大学法人東京藝術大学のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
- 2 「独立行政法人等非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。
- 3 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、本学において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち独立行政法人等非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
- 4 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、（1）から（4）までの事項を具体的に記載すること。また、（4）の「上記（3）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 5 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
- 6 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙様式第 1－2 号（第 1 1 条関係）

作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

（元号） 年 月 日

国立大学法人東京藝術大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。）

印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 44 条の 12 第 1 項前段並びに第 44 条の 12 第 1 項後段の規定により、以下のとおり作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項

2 独立行政法人等非識別加工情報の利用

（1）利用の目的

（2）利用の方法

（3）利用に供する事業の内容

（4）上記（3）の事業の用に供しようとする期間 3. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

（1）提供媒体 ☐ CD-R ☐ DVD-R

（2）提供方法 ☐ 窓口受領 ☐ 郵送

(記載要領)

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 「提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載すること。
- 3 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 4 「漏えいの防止等独立行政法人等識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
- 5 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第44条の12第1項前段の提案をする場合に限る。）
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙様式第2号（第5条関係）

委任状

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

受任者

（ふりがな）

氏 名

印

連絡先

上記の者を代理人とし、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の5第1項、第44条の12第1項前段、第44条の12第1項後段、第44条の9及び第44条の13の規定による手続に関する一切の権限を委任します。

（元号） 年 月 日

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

委任者

（ふりがな）

氏 名

印

連絡先

（記載要領）

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。
- 3 委任者が法人その他の団体にあつては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 4 連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

誓 約 書

（元号） 年 月 日

国立大学法人東京藝術大学長 殿

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人その他の団体にあつては、名称及び代
表者の氏名を記載することとし、代表者が
自筆で記入したときは押印を省略できる。）
印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の5第3項、並びに第44条の12第2項において準用する第44条の5第3項の規定により、提案する（及びその役員）が同法第44条の6各号に該当しないことを誓約します。

（記載要領）

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 号
(元号) 年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

国立大学法人東京藝術大学長

印

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1 契約の締結

国立大学法人東京藝術大学長との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2に従って手数料を納付の上、次に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出 してください。

- ・ 独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（別紙様式第9号）
- ・ 独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約書

2 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4 その他

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 号
(元号) 年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

国立大学法人東京藝術大学長

印

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1 契約の締結

国立大学法人東京藝術大学長との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2に従って手数料を納付の上、次に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

- ・ 独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（別紙様式第9号）
- ・ 作成された独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約書

2 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4 その他

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 号
(元号) 年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

国立大学法人東京藝術大学長

印

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

（記載要領）

- 1 「提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 号
(元号) 年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

国立大学法人東京藝術大学長

印

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

（記載要領）

- 1 「提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること

第 号
(元号) 年 月 日

保有個人情報为非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書

(第三者) 様

国立大学法人東京藝術大学長

印

あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 44 条の 5 第 1 項の規定による独立行政法人等非識別加工情報に係る提案がありました。

当該提案は、審査の結果、同法第 44 条の 7 第 1 項に掲げる基準に適合していると認めるため、当該個人情報ファイルについて、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した独立行政法人等非識別加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、同法第 44 条の 8 第 1 項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 14 条第 1 項に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を非識別加工して提供することについて御意見がある場合は、同封した「独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外したうえで独立行政法人等非識別加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

- 1 提案のあった個人情報ファイルの名称
- 2 提案がなされた日
- 3 上記個人情報ファイルの記録項目
- 4 作成を予定している独立行政法人等非識別加工情報の概要
- 5 意見書の提出先 国立大学法人東京藝術大学総務課
- 6 意見書の提出期限

第 号
(元号) 年 月 日

保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書

(第三者) 様

国立大学法人東京藝術大学長

印

あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の5第1項の規定による独立行政法人等非識別加工情報に係る提案がありました。

当該提案は、審査の結果、同法第44条の7第1項に掲げる基準に適合していると認めるため、当該個人情報ファイルについて、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した独立行政法人等非識別加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、同法第44条の8第1項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第14条第2項に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を非識別加工して提供することについて御意見がある場合は、同封した「独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外したうえで独立行政法人等非識別加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

- 1 提案のあった個人情報ファイルの名称
- 2 提案がなされた日
- 3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の8第1項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
(区分)
(理由)
- 4 上記個人情報ファイルの記録項目
- 5 作成を予定している独立行政法人等非識別加工情報の概要
- 6 意見書の提出先 国立大学法人東京藝術大学総務課
- 7 意見書の提出期限

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

（元号） 年 月 日

独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する意見書

国立大学法人東京藝術大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏 名

連絡先 電話：

e-Mail：

年 月 日付け「保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会」について、次のとおり意見を提出します。

1 照会のあった個人情報ファイルの名称

2 意見

- （1）自身に関する個人情報について、上記個人情報ファイルを非識別加工して提供することによる反対意見の有無
（該当する項目にチェック）

☐無 ☐有（反対）

（2）その他

（記載要領）

- 1 自筆で記入したときは、押印を省略できる。
- 2 連絡先には、連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- 3 上記2.（2）の「その他」には、必要に応じて、反対の理由等を記載すること（特に意見がければ記載は不要）。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙様式第9号（第9条関係）

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

（元号） 年 月 日

国立大学法人東京藝術大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。） 印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の9、並びに第44条の12第2項で準用する第44条の9の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

（記載要領）

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書により通知した事項に従って納付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

（元号） 年 月 日

記載事項変更申出書

国立大学法人東京藝術大学長 殿

郵便番号
（ふりがな）
住所又は居所
（ふりがな）
氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。）印
連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、次のとおり申し出ます。

1 変更内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考

2 変更事項に係る添付書類名

(記載要領)

- 1 氏名の変更の場合、氏名にふりがなを付すこと。
- 2 独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに従事する者（以下「取扱従事者」という。）に変更が生じた場合、当該取扱従事者の氏名、所属部署、連絡先等を「備考欄」に記載すること。
- 3 取扱従事者でなくなった者が個別に取り扱っていた独立行政法人等非識別加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考欄」に記載すること。
- 4 上記1の「変更内容」欄に記載する場合に煩雑となるときは、別紙とすること。
- 5 上記2の「変更に係る添付書類名」に列記した書類を添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。